

平成21年6月11日

株主各位

大阪府中央区南船場一丁目15番14号
稲畑産業株式会社
代表取締役社長 稲畑勝太郎

招集通知記載事項の一部修正に関するお知らせ

当社「第148回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に修正すべき点がございましたので、お詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって、下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

記

【修正箇所】

株主総会参考書類 56頁

第4号議案 監査役補欠者1名選任の件（注記）

（下線部分は修正箇所であります）

修正前	修正後
(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。 2. 鈴木修一氏は、社外監査役候補者の要件を満たしております。 3. 鈴木修一氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しておられることから、幅広い知識と見識により監査機能を発揮していただけると判断し、補欠の社外監査役候補者とするものであります。	(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。 2. 鈴木修一氏は、社外監査役候補者の要件を満たしております。 3. 鈴木修一氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士の資格を有しておられることから、幅広い知識と見識により監査機能を発揮していただけると判断し、補欠の社外監査役候補者とするものであります。 4. <u>鈴木修一氏とは、法令に定める監査役員の員数を欠くことにより社外監査役に就任された場合には、当社との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。</u>

以上